

医療法人大和会 介護老人保健施設ミドルホーム富岡
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
《利用約款》

介護老人保健施設ミドルホーム富岡（以下「ミドルホーム富岡」という。）と、
_____（以下「利用者」という。）とは、ミドルホーム富岡が
提供する訪問リハビリテーションサービスまたは介護予防訪問リハビリテーションサー
ビスを利用するにあたって、次の条項により、利用約款を締結します。

（約款の目的）

第1条 この約款は、介護老人保健施設ミドルホーム富岡訪問リハビリテーション運営規
定（以下「運営規定」という。）の定めるところにより、ミドルホーム富岡は、指定訪問
リハビリテーションサービス、指定介護予防訪問リハビリテーションサービス（以下「訪
問リハビリサービス」という。）を提供し、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養
者」という。）は、その訪問リハビリサービスに対する利用料等の支払いを約することに
ついて定めることを目的とします。なお、扶養者とは利用者の身元に関する一切の責任
を引き受けるとともに、利用者と連帯してミドルホーム富岡に対する利用料等の支払い
に関する責務を負う者としてします。

2 訪問リハビリサービスは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に
応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するために行うものとします。

（訪問リハビリサービス内容の説明と同意）

第2条 ミドルホーム富岡は、この約款の締結の前に、訪問リハビリサービスの利用を申
し込もうとする者及びその扶養者に対し、重要事項説明書（別紙1）及び訪問リハビリ
サービス内容説明書（別紙2）に基づき説明をし、訪問リハビリサービスの開始につい
てその同意を得なければならないものとします。

（重要事項説明書等）

第3条 運営規定の概要、従業者の勤務の体制、訪問リハビリサービスの選択に資する重
要事項は、別紙1の通りです。

2 ミドルホーム富岡が利用者に提供する訪問リハビリサービスの内容は、別紙2の通り
です。

（適用期間）

第4条 第3条についての同意が得られた場合は、同意書（別紙3）を作成するものとし、

その作成の時からこの本約款は有効に成立するものとします。ただし、扶養者に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。利用者及び扶養者は、扶養者に変更があった場合には、直ちに届け出ることとします。

- 2 前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙4、運営規定の改定が行われた場合には、新たに同意を得ることとします。
- 3 前回の訪問リハビリサービス利用の終了の日から3か月以上利用がなかった場合には、改めて約款を締結するものとします。

(利用者からの解約)

第5条 利用者及び扶養者は、ミドルホーム富岡に対し、利用の終了の意思を表明することにより、この約款の解除をすることができます。

(ミドルホーム富岡からの解除)

第6条 ミドルホーム富岡は、前条の解除の申し出がない限り、利用を継続するものとします。

- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、ミドルホーム富岡は利用者に対し、この約款に基づく訪問リハビリサービスの提供を解除することができるものとします。

- 一 利用者の居宅サービス計画で認められた利用の範囲を超えて利用する場合。
- 二 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、ミドルホーム富岡の提供できる適切な訪問リハビリサービスを超えると判断された場合
- 三 利用者及び扶養者が次条に規定する利用料等の支払いを3か月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合
- 四 その他、利用者がミドルホーム富岡の職員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合
- 五 天災、災害、人員基準、その他やむを得ない理由により、ミドルホーム富岡訪問リハビリサービスを利用させることができなくなった場合

(利用料等の支払い)

第7条 利用者及び扶養者は、連帯して、ミドルホーム富岡に対し、本約款に基づく訪問リハビリサービスの提供を受けた対価として、運営規定別表第2（ミドルホーム富岡訪問リハビリテーション利用料金表）に示す利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる料金額の合計額を支払う義務があります。

- 2 ミドルホーム富岡は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、利用者が訪問リハビリサービスの提供を受けた当該月に係る利用料等の合計額を記載した請求書及び明細書を、その翌月の10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、請求書および明細書の交付月の末日までに、当該合計額を支払うものとします。

す。なお、その支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によることとします。

- 3 ミドルホーム富岡は、前項に定める利用料等の支払いを受けたときは、所定の方法により領収書を交付します。

(訪問リハビリテーション計画等に基づくサービスの提供)

第8条 ミドルホーム富岡は、訪問リハビリサービスの提供に当たっては、医師の指示及び本条第2項から第6項に規定する訪問リハビリテーション計画並びに介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリ計画」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活に資するよう妥当適切に行うものとします。

- 2 訪問リハビリ計画は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス内容等への利用者の意向を反映させて利用者ごとに作成されなければならないものとします。
- 3 訪問リハビリ計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されるものとします。
- 4 訪問リハビリ計画は、医師、作業療法士等が多職種協働によりリハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って作成されるものとします。
- 5 訪問リハビリ計画は、その作成に当たっては、その内容について利用者又は扶養者に対して説明し同意を得なければならないものとします。
- 6 ミドルホーム富岡は、前項の同意を得て決定した施設サービス計画等の写しを利用者及び扶養者に交付するとともに、同計画に基づいて訪問リハビリサービス等を提供するものとします。

(緊急時の対応)

第9条 訪問リハビリサービスの利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、その病状等の状況に応じて、救急車の要請等の必要な措置を講じるものとします。

- 2 訪問リハビリサービスの利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、扶養者及び利用者及び扶養者が指定する者に緊急に連絡します。
- 3 訪問リハビリサービスの利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、速やかに主治の医師及び担当居宅介護支援事業者への連絡をするものとします。

(事故発生時の対応)

第10条 訪問リハビリサービスの提供に伴い事故が発生した場合、速やかに利用者に対して必要な措置を講じます。

- 2 訪問リハビリサービスの提供に伴い事故が発生した場合、速やかに主治の医師及びミドルホーム富岡管理者並びに扶養者又は利用者及び扶養者が指定する者に緊急に連絡します。

また、その事故の状況が重大であった場合には、速やかに保険者並びに保険者の指定する行政機関に対して報告します。

- 3 訪問リハビリサービスの提供に伴い事故が発生した場合、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事（ヒヤリハット）についても、同様とします。
- 4 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者に対するサービス提供について事故が発生した際の対応法（事故後対応も含む）を定めたマニュアルを定め、事故の発生に際して適切に対応できるようにします。
- 5 ミドルホーム富岡は、サービスの提供によりミドルホーム富岡の責めに帰すべき事由によって利用者が被害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。

また、利用者の責めに帰すべき事由によってミドルホーム富岡が損害を被った場合は、利用者及びその扶養者に対してその損害の賠償を求めることがあります。

- 6 ミドルホーム富岡は、事故の発生の予防に努めます。

（秘密の保持）

第11条 ミドルホーム富岡は、運営規定第5条の規定により、秘密の保持を行います。

- 2 ミドルホーム富岡とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び扶養者又は利用者の家族等に関する個人情報の利用目的を別紙4のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二 居宅介護支援事業所等との連携
- 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 五 生命・身体の保護のための必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様に扱いとします。
- 4 前項の同意は、同意書（別紙3）の作成によるものとします。ただし、ミドルホーム富岡は、同意書の同意が全ての情報提供に関する同意とみなしてはならず、利用者及び扶養者から別段の申し出があった場合又は情報の性質によっては新たに利用者及び扶養者から同意を得なければならないものとします。

（要望及び苦情の処理）

第12条 ミドルホーム富岡は、運営規定第14条の規定により、利用者及び扶養者からの要望及び苦情の処理を行います。

- 2 利用者及び扶養者は、ミドルホーム富岡が提供する訪問リハビリサービスに関して要望又は苦情があるときは、ミドルホーム富岡が定める利用者からの苦情を処理するために講じる処置の概要に定める相談受付担当者に直接申し出て下さい。
- 3 前項による直接申し出の他、電話連絡、FAX、電子メール並びに受付に設置してある「ご意見箱」への投函等により申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第13条 ミドルホーム富岡は、運営規定第15条第4項の規定により、訪問リハビリサービスの提供によりミドルホーム富岡の責めに帰すべき事由によって損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行なわなければならないものとします。
- 2 利用者の責めに帰すべき事由によってミドルホーム富岡が損害を被った場合は、利用者及び扶養者に対しその損害の賠償を求めることがあります。

(サービスに関する記録)

- 第14条 ミドルホーム富岡は、利用者について作成した訪問リハビリサービスに関する記録を利用の完了の日から少なくとも5年間は保存します。
- 2 利用者又はその代理人は、前項の記録のうち利用者にかかる部分について、ミドルホーム富岡で定める「サービス提供記録の開示請求手続きの仕方」に則って開示請求を行うことで、閲覧又はコピーをすることができます。ただし、ミドルホーム富岡で定める、開示を不相当とする相当の理由に該当する場合には、サービス提供記録の全部又は一部の開示をお断りする場合があります。なお、利用者以外の個人等の情報が含まれている場合は、当該部分を除くものとします。
 - 3 前項のコピーの際、ミドルホーム富岡は利用者又はその代理人に対しコピーに係る実費相当額を請求することができます。

(疑義の決定)

- 第15条 この約款に疑義のあるとき又は定めのない事項については、介護保険法令及び運営規定の趣旨に照らして、利用者及び扶養者とミドルホーム富岡が誠意をもって協議するものとします。

別紙1 重要事項説明書

令和 年 月 日

様

あなたに対する介護老人保健施設ミドルホーム富岡（以下「ミドルホーム富岡」という。）が行う指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するにあたって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第83条及び第8条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第84条及び第8条の規定により、次の通り説明いたします。

この内容は、重要ですから、十分理解されますようお願いいたします。

説明者 _____ 印

1 事業者の概要

① 事業者の概要

医療法人 ^{だいわかい} 大和会

② 主たる事務所の所在地

群馬県富岡市神農原559-1

③ 代表者

理事長 武田滋利

2 事業所の概要

① 名称

介護老人保健施設 ミドルホーム富岡

② 施設の所在地

群馬県富岡市岡本965

③ 介護保険事業所番号

1051080016

④ 管理者

武田 滋利

⑤ 電話番号等

電話 0274-64-3911

FAX 0274-64-4358

電子メール midoru@dan.wind.ne.jp

⑥ 事業所の事業概要

介護老人保健施設（入所定員：100名）

指定短期入所療養介護事業・指定介護予防短期入所療養介護事業（定員：入所定員100名に含まれる）

指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防通所リハビリテーション事業（定員60名）

指定訪問リハビリテーション事業・指定介護予防訪問リハビリテーション事業

3 指定訪問リハビリテーション事業の目的及び運営の方針

①目的

- (1) 指定訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という）は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「介護予防訪問リハビリ」という）は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

②運営の方針

- (1) ミドルホーム富岡は、ミドルホーム富岡訪問リハビリを利用する者（以下「利用者」という）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問リハビリサービス（介護予防訪問リハビリサービス含む）（以下「サービス」という）を提供します。
- (2) ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者の居宅生活を支えるようにサービスを提供するものとします。
- (3) ミドルホーム富岡訪問リハビリは、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携を図るものとします。
- (4) ミドルホーム富岡訪問リハビリは、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。

4 職員体制

運営規定別表第1の通りです。

5 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日です。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。

営業時間 原則として、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までとします。

6 サービス内容

約款別紙2（サービス内容）の通りです。

7 利用料等の額

運営規定別表第2の通りです。

8 事故発生時の対応

① ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者に対するサービスの提供について事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を採るとともに、扶養者、利用者及びその扶養者の指定する者、担当居宅介護支援事業者に連絡をします。

また、重大な事故については、遅滞なくその概要を市町村に報告をすることとします。

② 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事（ヒヤリハット）についても、同様とします。

③ ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者に対するサービスの提供について事故が発生した際の対応法（事故後対応も含む）を定めたマニュアルを定め、事故の発生に際して適切に対応できるようにします。

④ ミドルホーム富岡は、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録報告するための事故報告書及び事故に至らない出来事を記録報告するためのヒヤリハット報告書を整備し、事故等の発生原因の解明と再発生防止のための手立てを講じるために活かします。この記録（報告書）は発生の日から2年間保存します。

⑤ ミドルホーム富岡は、サービスの提供によりミドルホーム富岡の責めに帰すべき事由によって利用者が被害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行ないます。

また、利用者の責めに帰すべき事由によってミドルホーム富岡が被害を被った場合は、利用者及びその扶養者に対してその損害の賠償を求めることがあります。

9 要望及び苦情処理の体制

① ミドルホーム富岡は、提供したサービスに関し利用者又はその扶養者からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。

② 利用者及び扶養者は、ミドルホーム富岡訪問リハビリが提供するサービスに関して要望又は苦情があるときは、ミドルホーム富岡訪問リハビリが定める利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要に定める相談受付担当者に直接申し出てください。

③ 要望及び苦情の相談受付の窓口を常設（受付担当者を配置）し、受け付けた要望及び苦情はミドルホーム富岡訪問リハビリで定める苦情処理を行うための処理体制・手順に則って適切に処理をします。

④ 利用者又はその扶養者の要望及び苦情を受け付けるため、受付に「ご意見箱」を設置する他、電話連絡、FAX、電子メールでも受け付けるようにしております。

10 衛生管理の体制

- ① ミドルホーム富岡は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② ミドルホーム富岡に設置される感染対策委員会が定期的を開催する研修会に従業員を参加させます。
- ③ ミドルホーム富岡に整備される、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を遵守します。
- ④ 従業員が感染源となることを厳に予防するために、上記体制を充実させるとともに、従業員を感染から守るために必要な衛生備品を備えるなどの対策を講じるものとします。

別紙2 訪問リハビリサービス内容説明書

1 提供するサービスの内容

(1) サービスの基本的提供方針

- ①ミドルホーム富岡訪問リハビリにおけるサービスは、要介護・要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう行うものとします。
- ②ミドルホーム富岡訪問リハビリは、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るようとするものとします。

(2) サービスの具体的提供方針

- ①サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行います。
- ②サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項に対し、適切なサービスを提供します。
- ③サービス提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- ④サービス提供に当たっては、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について記録を作成するとともに、その状況について適宜居宅介護支援事業者及び主治の医師に報告をします。

(3) サービスの具体的内容

サービスの提供に当たっては、医師の指示及び約款第8条第2項から第6項に基づき利用者個々に作成される訪問リハビリテーション計画並びに介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活に資するよう妥当適切に行なうものとしています。

ミドルホーム富岡訪問リハビリが提供する具体的な訪問リハビリサービスの内容は以下の通りです。

①廃用症候群の予防と改善

離床推進、外出支援、活動性を向上させるための趣味活動、関節可動域運動、筋力維持強化運動、自宅でできる自主運動の提案・指導等

②基本動作応力の維持・向上

利用者の実際の生活の場における、寝返り、起き上がり、立ち上がり、座位、起立・立位、歩行の動作指導や訓練等

③ADL（日常生活動作）能力の維持・向上

利用者の実際の生活の場における、食事、排泄、移動、更衣、整容、コミュニケーション等の動作指導や訓練等

④IADL（手段的日常生活動作）能力の維持・向上

利用者の実際の生活の場における、炊事、掃除、洗濯、買い物、外出動作等の動作指導や訓練等

⑤対人・社会交流の維持・拡大

閉じこもりの防止、外出機会の増加等

⑥介護負担の軽減

ご家族様への介護・介助方法の指導助言や検討、実技指導等

⑦訪問介護事業所への自立支援技術の指導

訪問介護に従事するスタッフに対するリハビリテーションの観点からの技術指導

⑧福祉用具利用・住宅改修に関する指導

自立支援の専門的立場からの、福祉機器や福祉用具、補装具、住宅改修などの相談及び提案や適合評価、使用練習、動作練習等

2 利用料金等について

運営規定別表第2に記載されています。

3 その他

職員への金品等の謝礼は一切お断りしております。お気遣いのないようお願いいたします。

別紙4 個人情報の利用目的

介護老人保健施設ミドルホーム富岡では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

①介護老人保健施設内部での利用目的

- (1) 当施設が利用者に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が利用者に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払検査へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2 上記以外での利用目的

① 当施設内部での利用に係る利用目的

- 当施設の管理運営業務のうち
- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

② 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- 当施設の管理運営業務のうち
- ・外部調査機関への情報提供